別添

令和８年総務省告示第 394 号（高周波利用設備の条件の特例を定める件）の一部改正案に係る改正概要

１　改正の趣旨

走行中無線給電は、道路に敷設された給電設備から車両に対し、無線で電力を供給する技術である。

今般、館山自動車道における高速道路本線等での公道実証実験に対応するため、指定した実証実験実施区域において、期間を限定して非接触電力伝送装置に係る許容値の特例措置を講ずるものである。

現行の令和８年総務省告示第 394 号では、非接触電力伝送装置であって、漏えい電界強度の低減技術の検証その他の実験を目的とし、450kHz 以下の周波数を利用するものについて、利用周波数による発射による磁界強度の準尖頭値の最大許容値は、その設備から 10 メートルの距離において 68.5 デシベルとしている。

一方、ＣＩＳＰＲ（国際無線障害特別委員会）において議論されている電気自動車用非接触電力伝送装置の国際基準では、85kHz 帯の非接触電力伝送装置について、磁界強度の最大許容値が 10 メートルの距離において 102.8 デシベルとなる予定である。

このため、走行中無線給電の公道実証実験を実施できるよう、指定した実証実験実施区域において、令和 13 年３月 31 日までの間に限り、当該許容値の特例を定めるため、令和８年総務省告示第 394 号の一部を改正する。

２　改正の概要

（１）対象設備　電気自動車用非接触電力伝送装置であって、79kHz 以上 90kHz 以下の周波数を利用するもの。

（２）許容値　利用周波数による発射による磁界強度の準尖頭値の最大許容値を、その設備から 10 メートルの距離において 102.8 デシベルとする。

（３）対象区域　告示案に定める実証実験実施区域に限る。

（４）適用期間　施行の日から令和 13 年３月 31 日までの間に限る。

３　施行期日

公布の日から施行する。

４　今後の予定

令和８年 11 月 25 日から同年 12 月 24 日まで　意見募集

令和９年２月　公布・施行（予定）